エ　通信資機材の支援

都道府県警察が行う災害警備活動に対し、必要な通信資機材の支援を行うとともに、都道府県警察相互間の通信資機材の支援について調整を行うものとする。

⑵　情報システムに関する措置

災害発生後においても情報システムの機能を確保するため以下の措置を講じるものとする。

ア　災害発生後、速やかに情報システムの機能の確認を行うとともに、障害が生じた電子計算組織の機能の回復を図るものとする。

イ　災害警備活動に必要な情報を共有するため、既存のデータベースを活用するなどの措置をとるものとする。

5　警察災害派遣隊の派遣等広域的な支援のための措置

警察庁は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、直ちに即応部隊を派遣し、緊急かつ広域的な支援のための措置をとる。その際、災害発生当初の72時間は、救出救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、救出救助活動に人員、資機材等を重点的に配分するものとする。

さらに、当該災害において、広域的な対応が長期にわたり必要となる場合は、一般部隊を派遣し、広域的かつ長期的な支援のための措置をとるものとする。

6　交通の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策のための緊急交通路を確保するため、関係都道府県警察が行う緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の交通規制については、広域的な見地から調整を行うとともに、必要に応じて、通行禁止等に関し、関係都道府県警察に対する国家公安委員会の指示権限の行使に係る補佐を行うものとする。

なお、交通規制についての調整等に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等について特段の配慮を行うものとする。

7　遺体の身元確認に関する関係機関との連携

大規模災害発生時には、遺体の身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう関係地方公共団体、指定公共機関等関係機関と密接に連携するものとする。

8　都道府県警察の警察活動に関する調整等

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、以下に掲げる都道府県警察の警察活動に関して調整するものとする。

この場合において、民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案で国の公安に係るものについての警察運営及び警察法第71条の規定に基づく緊急事態に対処するための計画の実施に関して、都道府県警察を指揮監督するものとする。

⑴　災害警備活動
⑵　都道府県警察相互間の支援
⑶　交通対策
⑷　社会秩序の維持
⑸　危険物の保安対策
⑹　被災者等への情報伝達活動
⑺　生活必需物資の確保のための関係機関への協力
⑻　その他治安維持上必要な事項

9　国民等への情報伝達活動

大規模災害発生時には、被害に関する情報、安否情報、交通規制情報等国民のニーズに配意した情報伝達に努めるものとする。なお、情報伝達に当たっては、都道府県警察と密接な連絡を取りつつ、必要がある場合には、国内外からの問合せ等に対応する専用電話を設置するほか、電気通信事業者等の協力を得て的確な情報を伝達できるよう努めるものとする。

10　関係機関との協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁、防衛省等の関係機関と災害対策に関する相互協力に努めるものとする。

11　自発的支援の受入れ

⑴　ボランティアの受入れ

被災地における各種犯罪・事故の未然防止や被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう、都道府県警察に対する指導等必要に応じた措置をとるものとする。

⑵　海外からの支援の受入れ

海外からの支援の申入れがあった場合には、その概要を都道府県警察等に連絡した上で、速やかに受入れの要否について判断を行うものとする。

受入れが決定した場合には、あらかじめ定めた対応方針及びこれに基づいて作成する受入れ計画等により自ら受入れの措置を講じるとともに、都道府県警察等に対して受入れに伴う必要な支援等の措置について連絡するものとする。

第4　附属機関及び地方機関における措置

皇宮警察本部等の附属機関及び管区警察局等の地方機関は、あらかじめ定められたところにより、必要な体制を確立し、所要の活動を実施するとともに、警察庁内部部局、都道府県警察その他の関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。

また、管区警察局は、警察災害派遣隊の派遣及び広域的な支援の実施のための必要な調整を行うものとする。

第3節　災害の復旧・復興

第1　警察施設の復旧

国家公安委員会及び警察庁は、警察施設の復旧については、その重要性に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図ることとする。

第2　暴力団排除活動の徹底

国家公安委員会及び警察庁は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働き掛けを行うほか、被災都道府県警察が行う暴力団等の取締りや復旧・復興事業からの暴力団排除活動について必要な調整を行うものとする。

第3　交通規制の調整

国家公安委員会及び警察庁は、円滑な災害復旧・復興を図るため、都道府県警察が行う交通規制等について、輸送需要を踏まえつつ、広域的な見地から調整を行うこととする。

第2章　地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第1節　災害警備方針

都道府県警察は、地方機関その他の関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めるものとする。

第2節　災害に備えての措置

都道府県警察は、災害の規模等に応じた災害警備本部等の体制や指揮命令系統の確立及び機動力の確保並びに管内実態に即した被害情報の収集・連絡、避難誘導、救出救助、交通規制等の措置を的確にとることができるよう、以下の事項を踏まえ、警察本部及び警察署それぞれにおいて災害警備計画を策定するものとする。また、災害警備計画は随時見直しを行い、管轄区域内の現状に対応できるものとする。